

白井市庁舎整備実施設計技術支援者選定プロポーザル 審査要領

1. 趣旨

本要領は、白井市庁舎整備実施設計技術支援者選定プロポーザル募集要項及び参加表明書等作成要領に定めることのほか実施設計技術支援者（以下、「施工予定者」という。）を選定するために必要な事項について定めるものとする。

2. 審査方法

本プロポーザルは次のとおり審査を行う。

- (1) 本プロポーザルの審査は、実施設計技術支援者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 白井市庁舎整備実施設計技術支援者選定プロポーザル参加表明書等作成要領（以下、「作成要領」という。）により作成し、提出された提案書等を基に審査し評価する。
- (3) 本要領に基づき選定委員会が参加資格を確認し、参加資格のある者の審査を行い、施工予定者を特定する。
- (4) 企業の技術力及び姿勢の項目及び価格事項のうち概算見積価格の項目は、作成要領により作成し、提出された書類・図書等を基に本要領に記載の評価基準に基づき客観的に評価する。
- (5) 提案項目及びVE提案（概算見積に対する評価を除く）事項は、各委員が本要領に記載の評価基準に基づき評価するとともにプレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼン」という。）を行い総合的に審査する。
評価点は、各委員の採点を評価事項ごとに合計し、選定委員会の委員数で除した値が参加者の評価点となる。
この場合、評価点は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めることとする。
- (6) プレゼン時の参加者の呼称は、A者、B者等のように参加者名を伏せて行う。
なお、プレゼンの順番は、技術等提案書の受付の遅かった者から順に行う。

3. 評価方法

(1) 参加要件の確認

本プロポーザルに参加することができる者は、「白井市庁舎整備実施設計技術支援者選定プロポーザル募集要項」（以下、「募集要項」という。）の参加資格要件を全て満たす者とする。

(2) 評価事項に対する配点

白井市庁舎整備工事について、適切な施工予定者を選考するため、下記のとおり評価基準を設けて、選定委員会において慎重に審査する。

項目		様式	評価事項	配点	
企業の技術力及び姿勢 (15%)		3	監理技術者の経験及び資格等	3.0	
		6	協働作業担当者名簿	3.0	
		9	企業の施工実績	5.0	
		10	品質管理マネジメントシステムの取組状況	2.0	
		10	環境マネジメントシステムの取組状況	2.0	
提案項目 (50%)	技術提案 (44%)	7-1-1	工程管理に関する技術的所見	6.0	
		7-1-2			
		7-2	施工上の課題に対する技術的所見	6.0	
		7-3	近隣への影響に関する施工上配慮すべき事項	6.0	
		7-4	安全面に関する施工上配慮すべき事項	6.0	
		7-5	実施設計段階での市及び設計事業者とスムーズな連携を図るための具体策	4.0	
		7-7	その他市にとって有益な提案	8.0	
	7-8	総合仮設計画	8.0		
		市内事業者活用等 (6%)	7-6	市内の建設事業者の活用方法	2.0
			7-6	市内の建設事業者以外の業種の活用方法	2.0
	7-6		市内での資材等の購入計画	2.0	
価格項目 (35%)		8	VE提案	25.0	
		11	概算見積価格	10.0	
		12			
計				100	

(3) 企業の技術力及び姿勢に対する評価

① 監理技術者の経験及び資格等

監理技術者として日本国内で過去10ヶ年度（平成17年度から平成26年度）に国・地方公共団体等が発注した3階建て以上かつ延べ床面積3,500㎡以上の新築工事又は耐震改修工事の施工経験のある者。

ア) 工事の施工経験に関する評価

項 目	評価点
工事实績を1件以上有する者。	1.0
工事实績を2件有し、かつ、新築工事、改修工事それぞれの実績を有する者。	2.0

イ) 監理技術者の保有する資格に関する評価（次に記載の資格は全て加点する。）

項 目	評価点
1級建築施工管理技士	0.25
一級建築士	0.25
1級土木施工管理技士	0.25
技術士（建設部門）	0.25

② 協働作業担当者名簿

項 目	評価点
協働作業担当者が1名	0
協働作業担当者を複数人配置している	1.0
協働作業担当者を複数人配置しており、設計担当部署も参画している。	3.0

③ 企業の施工実績

過去15ヶ年度（平成12年度から平成26年度）に減築による耐震改修工事の完了実績を有する者。

項 目	評価点
減築による耐震改修工事の完了実績なし	0
減築による耐震改修工事の民間事業者等の発注した完了実績がある	2.5
減築による耐震改修工事の国・地方公共団体等の発注した完了実績がある	5.0

④ 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）及び
環境マネジメントシステム（ISO14001）の取組状況

項 目	評価点
未取得	0
取得済み	0.5
取得済みで更新を1回している	1.5
取得済みで更新を2回以上している	2.0

(4) 技術提案事項に対する評価

- ① 「工程管理に関する技術的所見」、「施工上の課題に対する技術的所見」、「近隣への影響に関する施工上配慮すべき事項」、「安全面に関する施工上配慮すべき事項」においては、提出された提案書を評価するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングを通して総合的に評価し、次に示す項目に該当するそれぞれの点数で採点する。

項 目	評価点
劣っている	0
やや劣っている	1.5
普通	3.0
優れている	4.5
特に優れている	6.0

② 実施設計段階での市及び設計事業者とスムーズな連携を図るための具体策

項 目	評価点
劣っている	0
やや劣っている	1.0
普通	2.0
優れている	3.0
特に優れている	4.0

③ その他市にとって有益な提案

提出された提案書を評価するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングを通して総合的に評価し、次に示す項目に該当するそれぞれの点数で採点する。

項 目	評価点
劣っている	0
やや劣っている	2.0
普通	4.0
優れている	6.0
特に優れている	8.0

④ 総合仮設計画

提出された総合仮設計画を評価するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングを通して総合的に評価し、次に示す項目に該当するそれぞれの点数で採点する。

項 目	評価点
劣っている	0
やや劣っている	2.0
普通	4.0
優れている	6.0
特に優れている	8.0

(5) 市内事業者の活用等

「市内の建設事業者の活用方法」、「市内の建設事業者以外の業種の活用方法」、「市内での資材等の購入計画」においては、提出された提案書を評価するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングを通して総合的に評価し、次に示す項目に該当するそれぞれの点数で採点する。

項 目	評価点
劣っている	0
やや劣っている	0.5
普通	1.0
優れている	1.5
特に優れている	2.0

(6) 価格項目

① VE提案

選定委員会の合議にて、1提案ごとに採否を評価し、次に該当する項目によって採点する。(提案数は最大20までとする)

ア) VE提案による効果額が、別途市が決定する額以上の提案に適用する配点表

項 目	評価点
否採用	0
VE案ではなくコストダウン案だが、採用可能	0.50
条件付きで採用可能	1.00
採用可能	1.25

イ) VE提案による効果額が、別途市が決定する額未満の提案に適用する配点表

項 目	評価点
否採用	0
VE案ではなくコストダウン案だが、採用可能	0.25
条件付きで採用可能	0.50
採用可能	0.63

② 概算見積に対する評価

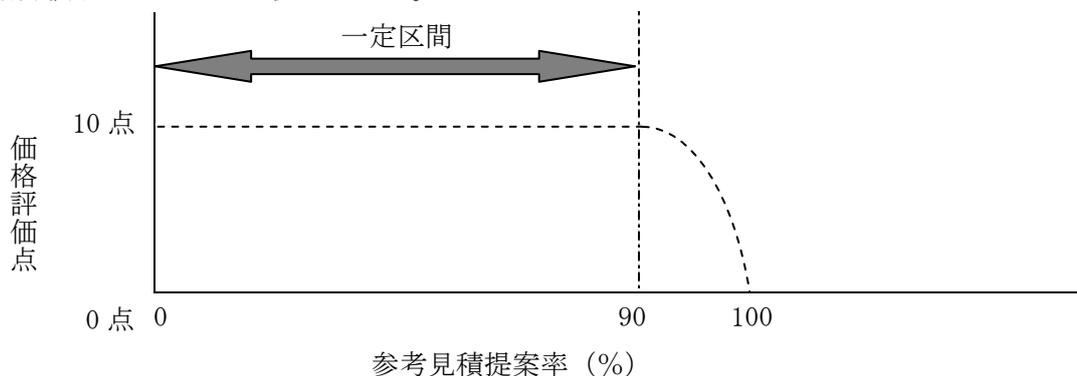
ア) 基本設計での事業費(4,086,756千円(税抜き))を超える価格は、評価点0点とし、その他の場合は次のとおりとする。

基本設計の事業費と参考見積価格(別紙「様式11 概算見積書 3. 見積価格」による価格)との比率(以下、「参考見積提案率」という。)により次表により評価点を算出する。

なお、評価点は小数点3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めることとする。

価 格 評 価	・参考見積提案率100%を超える価格評価点は0点とする。
	(90% < 参考見積提案率 ≤ 100%)における評価点
	・100%と90%を通る $x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1 (b > a > 0)$ で示される楕円の式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。
	○価格評価点算定式 $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$
	x: (参考見積提案率 - 90)% y: 価格評価点 a = 10% b = 10点
(90% ≥ 参考見積提案率)における価格評価点	
・参考見積提案率が90%以下の場合は、10点とし一定とする。	

価格評価点のイメージは次のとおり。



【例 1】 参考見積提案率が 97.5% だった場合

$$x : (97.50 - 90.00) \% = 7.50\% \quad a = 10\% \quad b = 10 \text{ 点}$$

$$y = (10^2 \times (1 - 7.50^2 / 10^2))^{1/2}$$

$$= 6.61 \text{ 点}$$

【例 2】 参考見積提案率が 92.5% だった場合

$$x : (92.50 - 90.00) \% = 2.50\% \quad a = 10\% \quad b = 10 \text{ 点}$$

$$y = (10^2 \times (1 - 2.50^2 / 10^2))^{1/2}$$

$$= 9.68 \text{ 点}$$

【例 3】 1% ごと の 評価点

91% : 9.95 点 92% : 9.80 点 93% : 9.54 点 94% : 9.17 点
 95% : 8.66 点 96% : 8.00 点 97% : 7.14 点 98% : 6.00 点
 99% : 4.36 点

※概算見積については、別途「概算見積内訳書」の内容にそって、ヒアリング時に選定委員から質問等をする場合がある。

イ) VE 提案で否採用となった場合は、概算見積書で提示している VE 提案採用の減額から否採用となった提案の概算額を減じた価格での価格評価点とする。

その場合、再度事務局へ概算見積書を提出すること。

なお、提出期限等は、事務局から別途指示する。